

奈良県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和四年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関の名称又は氏名	指定医療機関の所在地又は住所	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問看護ステーション I r i e	大和郡山市額田部北町五四六一	(所在地) 大和郡山市馬司町六三〇一	(所在地) 大和郡山市額田部北町五四六一	令和四年五月一日